

新型コロナウイルス関連ガイドライン

管理部

令和5年5月8日付で新型コロナの感染症法の位置づけは「2類相当」から「5類」へ変更になりました。5類への変更に伴い感染予防対策・感染者発生時の対応について、社内の方針を策定しましたのでご連絡いたします。

1. 感染予防対策

項 目		今後（5/8以降）の方針
マスクの着用	会社内	個人の判断とする ※但し、喉の痛み、咳症状がある場合は着用推奨
	移動時	個人の判断とする ※但し、混雑した公共交通機関内では着用推奨
	取引先訪問時	取引先の基準に準ずる
咳エチケット		咳、くしゃみをする際は、マスクやハンカチで口や鼻をおさえてください
人と人との距離の確保		不要とする
換気		会社内の定期的な換気の推奨（頻度・時間の基準はなし）
手洗い・消毒		自主的な石鹸による手洗い及びアルコール消毒の継続
パーテーション		暫くは設置を継続
時差出勤		5/7で終了

2. 感染者発生時の対応

感染者発生報告	病欠欠勤と同様に所属長が把握
濃厚接触者	濃厚接触者の管理は不要とする
感染時の出勤可否基準	医療機関の指示に従うことを基準とする ※国の推奨基準 ・発症日から5日間（発症日を0日）は外出を控える ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控えて様子を見る ・発症日から10日間が経過するまではマスクを着用
勤怠の取扱い	欠勤（有給休暇使用可）として扱う

3. 派遣勤務者について

派遣勤務者については、派遣先の基準に準じて対策を実施してください。

4. コロナワクチン接種時の勤怠取扱いについて

出勤日の所定労働時間内にワクチン接種した場合、その時間を「就業扱い」としてきましたが、令和5年5月8日からこの取扱いを終了します。